大野第二小学校いじめ防止基本方針

いわき市立大野第二小学校

いじめとは

「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、ここの行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

1 いじめ未然防止の対策

- (1) 基本方針
 - ①いじめは絶対に許されない卑劣な行為として、子どもの立場に立った指導をする。
 - ②「開かれた学校」により、家庭・地域と連携していじめの防止に取り組む。
- (2) 具体的な取り組み
 - ①積極的な生徒指導に努める。
 - ○望ましい学級集団作りに努める。(Q・Uテストの活用)
 - ○児童相互、児童と教師、保護者と教師の信頼関係、望ましい人間関係作りに努める。
 - ○児童と保護者の触れ合いを大切にする。
 - ・児童の意識調査を実施し、教育相談を充実させる。
 - 家庭訪問(1学期)・個別懇談会(2学期) 学級懇談(年4回)
 - ・児童と日常的な触れ合いと児童理解に努める。
 - ○生徒指導の機能を生かした授業を実践する。
 - ②それぞれの役割を生かした組織により、共通理解の下、継続的な実践をする。
 - ○生徒指導委員会を活性化し、指導方針や対応策などを検討する。
 - ○生徒指導全体会により、事例研究や共通理解を深め、指導力の向上を目指す。
 - ○養護教諭との情報の共有化により早期発見・早期対応につなぐ。
 - ③家庭・地域社会との連携により、いじめを許さない風潮を浸透させる。
 - ○学校・学級便り ○授業参観(年4回) ○PTA全体会(年4回)

2 早期発見のための取り組み

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行い、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけるようにする。
- (2) 少人数の組織を生かし、おかしいと感じた児童が居る場合には気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を守る。
- (3) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- (4) 「学校生活アンケート」と「いじめ調査」を定期的に実施し、児童の悩みや人間関係を 把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。(7月 12月実施)
- (5) いじめ発見のポイント
- 1 授業に意欲をなくし、集中力がなくなってきた。
- 3 授業中に抜け出すことがある。
- 5 用もないのに職員室前をうろうろする。
- 7 グループから急に離れるなど、交友関係が変化してくる。
- 9 カバン、靴などをよく隠される。
- 11 いつも遊んでいる子と遊ばなくなる。
- 13 教科書やノート、カバンなどにいたずらをされている。
- 15 日記などに、不安や悩みなどを訴えてくる。
- 17 いつも、おどおどしているように見える。
- 19 ほめられると、ケチをつけられたり、はやされたりする。
- 21 正しい意見を述べても、支持されなくなる。
- 23 何かことが起こるとすぐに名前があげられる。
- 25 推薦などいつもふざけ半分に名前が挙げられる。
- 27 常に人のいいなりになる。
- 29 衣服に汚れが見られる。
- 31 食欲がなかったり、腹痛や吐き気、頭痛を訴えたりする。

- 2 授業が始まってから、一人で教室に来る。
- 4 保健室に出入りすることが多くなる。
- 6 教師を避けるようになる。
- 8 授業のはじめに学習用具を片付けたりしている。
- 10 机やいすが壊されたり、汚されたりしている。
- 12 休み時間や放課後、一人でいることが多い。
- 14 班長など、責任ある仕事を突然やめたいと言いだす。
- 16 理由もなく欠席、遅刻、早退が増える。
- 18 精気がなく、沈んでいるように見える。
- 20 教師の質問に答えたり、意見を述べたりすると、やじられたり冷やかされたりする。
- 22 グループでトイレなどから出てくる。
- 24 何かにつけて、厳しく批判される。
- 26 「クラスの恥」「…菌」などと言われる。
- 28 理由のはっきりしない打撲や傷跡がある。
- 30 刃物を持ち歩いたりする。
- **32** 人格を無視されるようなあだ名がつけられている。

- 3 いじめ問題発生時の対応
 - (1) 基本方針
 - ①解決するまで、親身になって対応する。
 - ②校長の指導の下、組織的に対応する。
 - (2) 対応の手順

情報のキャッチ 相談 児童や保護者からの訴え

 \downarrow

 \downarrow

事実関係の調査と究明

- ↓ ○迅速かつ正確に事実関係を調査する。
- ↓ ○生徒指導委員会を対策チームとして、対応策などの方針を検討する。
- ○「報告・連絡・相談」を基本に、校長の指導の下に組織的に対応する。

関係児童への対応

- ↓ ①いじめを受けた児童への指導
 - ・味方であり、守り通すという毅然とした態度を示す。
 - ・児童の気持ちを共感的に聞く。(自分の気持ちを話させる。)
- ・人(教師、友達、両親など)に話すことは正当な行為であることを理解させ、相談することの意義を理解させる。
- ↓ ②まわりの児童への指導
- ・学級など全体に指導をするものと、個人指導するものを整理して対応する。
- ・いじめは断固として許されない態度を示し、傍観者もいじめと同じであるこ↓ とを指導する。
 - ・いじめの情報は、すぐに先生に知らせることを指導する。
- ③いじめに関わった児童への指導
- ・いじめは人間として絶対許されないという毅然とした態度で指導する。
 - ・いじめの背景を探り、なぜいじめを繰り返したかを考えさせる。
 - ・相手の気持ちを理解させる。

説明責任

- ↓ ①児童、保護者の心情を理解し、誠意ある態度で接する。
- ↓ ②関係した児童の保護者に調査して明らかになったことを知らせ、解決への方針
- ↓ や取り組み、短期的な解決の姿、長期的な支援を説明する。
- ↓ ③積極的に家庭訪問などをして、信頼関係を築くように努める。
- ↓ ④必要に応じて関係機関やPTAと連携する。

事例研究

- ①指導の記録を整理する。
- ②共通理解を図り、教育活動全体を点検し、いじめを防ぐ対策を確立し、組織的に継続実践をする。
- ③定期的に経過を保護者に知らせる。
- ④継続的な児童の観察を続ける。